○農林水産省告示第八百四十七号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の規定により、平成二十二年五月十九日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十二年六月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22696	レピメクチン乳剤	アニキ乳剤	東京都港区東新橋一丁目5番2号　三井化学アグロ株式会社　代表取締役社長　金井健彦
22697	レピメクチン水和剤	アニキフロアブル	〃

○農林水産省告示第八百四十八号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の規定により、平成二十二年五月十九日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十二年六月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22698	クロチアニジン・イソチアニル粒剤	スタウトダントツ箱粒剤	東京都中央区新川二丁目27番1号　住友化学株式会社　社長　廣瀬博
22699	クロチアニジン・イソチアニル粒剤	スタウトダントツ箱粒剤０８	〃
22700	クロチアニジン・イソチアニル粒剤	ツインターボ箱粒剤０８	〃
22701	イソチアニル粒剤	ルーチン粒剤	東京都台東区池之端一丁目4番26号　クミアイ化学工業株式会社　取締役社長　望月信彦
22702	イソチアニル粒剤	クミアイルーチン粒剤	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号　バイエルクロップサイエンス株式会社　代表取締役　ギャビンマーチャント
22703	イミダクロプリド・イソチアニル粒剤	ルーチンアドマイヤー箱粒剤	東京都台東区池之端一丁目4番26号　クミアイ化学工業株式会社　取締役社長　望月信彦
22704	イミダクロプリド・イソチアニル粒剤	クミアイルーチンアドマイヤー箱粒剤	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号　バイエルクロップサイエンス株式会社　代表取締役　ギャビンマーチャント
22705	イミダクロプリド・スピノサド・イソチアニル粒剤	ルーチンアドスピノ箱粒剤	東京都台東区池之端一丁目4番26号　クミアイ化学工業株式会社　取締役社長　望月信彦
22706	イミダクロプリド・スピノサド・イソチアニル・チフルザミド粒剤	ルーチンアドスピノGT箱粒剤	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号　バイエルクロップサイエンス株式会社　代表取締役　ギャビンマーチャント
22707	チアクロプリド・イソチアニル粒剤	ルーチンバリアード箱粒剤	〃
22708	クロチアニジン・クロラントラニリプロール・イソチアニル粒剤	ツインターボフェルテラ箱粒剤	東京都台東区池之端一丁目4番26号　クミアイ化学工業株式会社　取締役社長　望月信彦

○農林水産省告示第八百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　高知県土佐市新居字大谷口四八六六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大谷口四八六六の1（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び土佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　高知県土佐清水市宗呂字モスケ丙一三〇七から丙一三一二まで、字井ノ谷南平丙三九六五のハ

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字モスケ丙一三〇七・丙一三〇八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年六月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県球磨郡水上村大字江代字平一五七六の八

二　指定の目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年六月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県球磨郡水上村大字江代字平一五八〇の五、字平畑一五八二の六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年六月二日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡中之条町大字平字宇妻一五九の三五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため